

平成22年6月7日

顧問先各位

戸田会計事務所  
 所長 戸田裕陽

## 役員賞与も損金になります

事前確定届出給与という制度です

所定の手続き（事前確定届出給与に関する届出書）を踏んだ役員賞与は、平成18年度税制改正で損金（経費）に算入できるようになりました。当時FAX情報NO. 324でお伝えしましたが、節税効果の高い制度であり再度取上げてみました。下記の書類を提出期限内に提出することにより損金算入が認められる制度です。

### [1] 事前確定届出給与（記載事項は下記のとおりです）

- ① 支給対象者の氏名及び役職名
- ② 支給対象者の役員報酬の直前会計期間と当該会計期間における支給時期及び支給金額
- ③ 役員賞与支給対象者以外の役員に対する役員報酬の支給時期及び支給金額
- ④ 職務執行開始日（株主総会開催日の翌月の初日）
- ⑤ 支給時期及び各支給時期毎の支給額（職務執行開始日より1年間の任意の時期）
- ⑥ 支給を決めた日及びその機関（株主総会・取締役会）
- ⑦ 定期同額給与としない理由及び届出日支給時期とした理由
- ⑧ 提出期限（定時株主総会から1ヶ月以内）

### [2] 順守しなければならない項目

- ① 支給金額：届出書に記載した金額以外は損金（経費）になりません。多くても、少なくともその全額が経費にならず、支給するか支給しないかだけの選択になります。
- ② 支給時期：届出書に記載した日に支給するのが原則ですが、資金繰り等の悪化で1週間程度の遅れであれば問題にならないようです。

### [3] 届出の必要性が高い法人

- ① 繰越欠損金のない法人で収益予想がつかない法人
- ② 役員報酬の増額改定をしない法人で収益予想がつかない法人

設例：法人所得 1,000万円 事前確定届出給与 600万円

- イ 事前確定届出給与の届出がない場合の法人税等合計額  $1,000万 \times 31.4\% (\text{約}) = 314万円$   
 ロ 事前確定届出給与の届出がある場合の法人税等合計額  $400万 \times 27.8\% (\text{約}) = 111万円$   
 ハ 納税差額  $314万 - 111万 = 203万円$

### [4] その他

- ① 届出た金額でも不相当に高額な金額は過大報酬として損金（経費）になりません。
- ② その他の必要書類として、株主総会議事録、取締役議事録が必要です。
- ③ 支出金額は届出書に記載した金額以外は損金（経費）になりませんのでご注意ください。
- ④ 届出の提出があれば、収益の行方次第で支出の任意選択が出来ます。